



登録番号 豊保生 第 117 号

毒物劇物一般販売業登録票

住 所 豊橋市忠興三丁目3番地5

氏 名 株式会社オカダメディカル

店舗の所在地 豊橋市忠興三丁目3番地5

店舗の名称 株式会社オカダメディカル

毒物及び劇物取締法第4条の規定により
登録を受けた毒物劇物の一般販売業者である
ことを証明する。

平成 26 年 3 月 19 日

豊橋市保健所長 藤岡 正信



有効期間 平成 26 年 4 月 28 日から

平成 32 年 4 月 27 日まで

この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。